

学校法人成田会 学術研究誌投稿要領

1. 投稿者資格

投稿者は、学校法人成田会学術研究誌編集規程第4条に該当する者とする。

2. 投稿原稿の規定

- (1) 投稿する原稿は未発表のものに限る。「二重投稿・多重投稿」は認められない。万一発覚した場合は、別に定める規程によって、投稿停止期間を設ける。
- (2) 同じデータ・事例・資料等に基づいて投稿者及びそのグループが執筆した別の論文・報告書等(共同執筆も含む)があれば、投稿時に添付する。
- (3) 本規程第2条第1項の規定にかかわらず、以下①～③の条件をすべて満たす場合には、すでに他の雑誌に掲載された論文等を、二次出版として投稿することができる。
 - ①本誌編集委員長から著者に投稿を依頼されていること。
 - ②当該雑誌の編集者が本誌での二次出版を許可していること。
 - ③投稿論文のタイトルページの脚注に、その論文等がすでに他誌に掲載されたものであることを明記し、著者名、タイトル、雑誌名、西暦；巻：ページ、を示すこと。

3. 投稿原稿の締切

投稿の締切は、毎年、12月末日とする。

4. 投稿の手続き

投稿の手続きは以下のとおりとする。

- 1) 執筆形式の確認：「執筆要領」に沿ったものであること
 - 2) 投稿の方法：投稿は、メール添付、または、郵送により、それぞれ以下に示すものをまとめて提出すること。投稿の提出先は学校法人成田会学術研究誌編集委員会事務局とする。
- * 共通：投稿原稿本体のPDFまたはWordファイル。
- * メール添付の場合：上記投稿原稿データファイルをメールに添付して送信。
- * 郵送の場合：上記投稿原稿データファイルを保存した電子媒体、プリントアウト1部。封筒に『成田会・研究ジャーナル』への投稿であることが分かる添え書きをして、書留にて送付。

5. 投稿原稿掲載の可否

投稿原稿掲載の可否は、学術研究誌編集委員会(以下「委員会」という)が決定する。

6. 倫理上の配慮について

投稿者は、著作権や研究対象者の人権尊重に努めること。倫理上の配慮が必要な研究は、成田会倫理委員会の審査で承認されたものであること。

7. 別刷について

原稿が掲載された者が、別刷を必要とする場合は、投稿時に申し出ること。なお費用は自己負担とする。

8. 投稿原稿の保存について

投稿された原稿および提出された電子媒体等は返却せず、2年間の保存のうえ、廃棄する。

9. 要領の変更

本要領の変更は、学校法人成田会学術研究誌『成田会・研究ジャーナル』編集委員会の議決を経なければならない。

10. 投稿原稿の電子配信および本誌の販売

投稿者は、学校法人成田会が契約する電子配信媒体への投稿原稿電子データ掲載および希望者への本誌販売を許諾したこととする。

附則

- 1 この要領は、2019年4月1日より施行する。
- 1 この要領は、2020年4月1日より施行する。
- 1 この要領は、2021年4月1日より施行する。
- 1 この要領は、2022年4月1日より施行する。

学術研究誌編集委員会名簿

職 名	氏 名	所 属	備 考
委 員 長	林 耕 司	言語聴覚士学科	総括
副 委 員 長	宮 澤 好 一	医療衛生専門学校長	
副 委 員 長	中 村 哲 也	救命医療専門学校長	
委 員	宮 崎 栄 理 子	歯科衛生士学科	
委 員	高 橋 和 奈 枝	音楽療法士学科	編集主任
委 員	檜 原 康 之	柔道整復師学科	
事 務 局	藤 井 彰	学校法人成田会事務局長	
〃	山 崎 美 貴 子	〃 事務局長代理	

成田会・研究ジャーナル第6巻

2025年7月発行

編集：学校法人成田会

〒386-0012

長野県上田市中央2-13-27

電話0268-23-3800 FAX0268-25-5719

印刷・製本：田辺印刷株式会社

〒

長野県上田市

電話

FAX